

中新田小学校いじめ防止基本方針

〇いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止のための取組

- ・ 学校教育活動全体を通じて、いじめは決して許されないという意識を高め、いじめを「生まない」「見逃さない」「許さない」といった環境を児童が主体的に参画し、作り出していけるような学校づくりに努める。
- ・ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをする。
- ・ 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、教職員と児童が一体となった継続的な取組ができるようにする。
- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに対処できる力を育む。
- ・ インターネット上のいじめの特性を理解し、児童が情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる。
- ・ 地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及・啓発を進める。
- ・ 上記の取組を徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ・ 実効性の高い取組を実施するために「いじめ・不登校問題等対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。（PDCAサイクル）

<いじめ・不登校問題等対策委員会構成>

必要に応じて

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、養護教諭
＋
個々の事案について関係の深い教職員
(担任・当該学年主任)

- ・ SC, SSW
- ・ 心理や福祉の専門家
- ・ 弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等
- ・ 保護者の代表（PTA役員等）
- ・ 地域住民
- ・ 加美町の保健福祉課
- ・ 子育て支援室

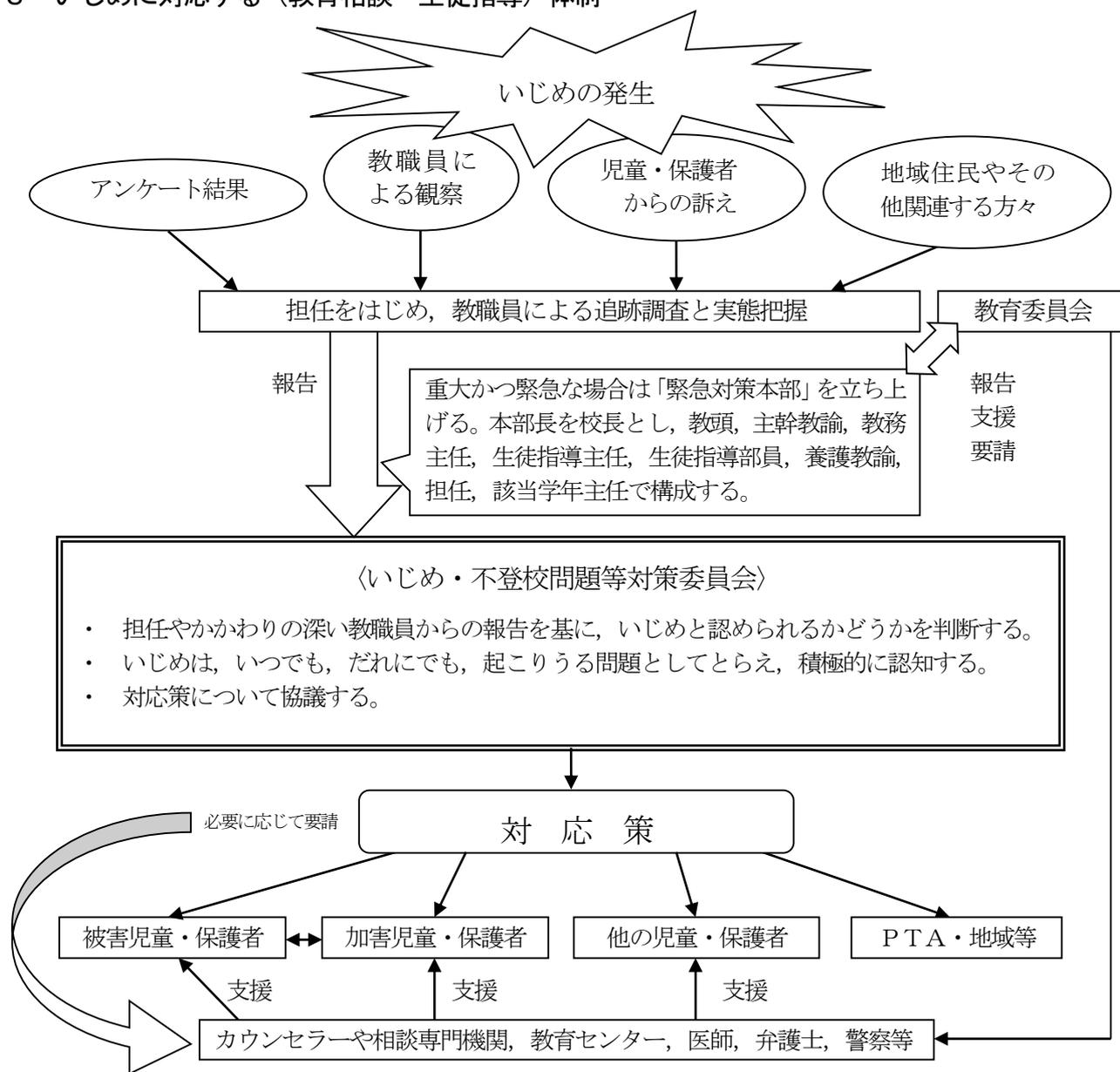
2 早期発見・早期対応の在り方

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施すると共に、電話相談窓口（24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310(なやみいおう)）や宮城県総合教育センター内の窓口を周知することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 保護者にも協力してもらい家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に努める。
- ・ いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- ・ 地域、家庭と連携して児童を見守る体制を整える。

< 本校の具体的取組 >

- 児童の様子を日頃から観察する。
- 町の「いじめアンケート」(6, 10, 2月)に加えて、本校独自のアンケート調査(4, 5, 7, 9, 11, 12, 1, 3月)を実施する。
- アンケートの結果を基に追跡調査をし、実態把握に努め早期解決に向けた指導をする。
- 追跡調査により明らかになった実態を「いじめ・不登校問題等対策委員会」で報告し、いじめに当たるかどうかを判断する。
- いじめが認められる場合は、組織的に対応する。

3 いじめに対応する(教育相談・生徒指導)体制



4 校内研修

- ・ 日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくと共に、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をしておく。
- ・ 児童理解研修会(年2回)
- ・ いじめ・不登校問題等対策委員会(年2回)

IV-8-(4)-③-ウ

不登校の未然防止並びに不登校児童対応についての基本方針

1 ねらい

- 不登校に関する正しい情報や知識を身に付け、全職員の共通理解のもとに不登校の未然防止、及び不登校児童への適切な対応を行う。

2 基本方針

- ・ 教育活動全般を通して「魅力的な学校・学級づくり」と、児童が安心して笑顔で学校生活を送ることのできる「居場所づくり・絆づくり」に取り組み、不登校児童の「未然防止」に努める。
- ・ 不登校の兆候をつかんだ場合、適切な「初期対応」を行い、不登校にならないよう努める。不登校となってしまう場合はできる限り長期化しないよう、学習・生活習慣などの支援活動を行う。
- ・ 不登校が長期化した場合、関係機関と連携し、不登校児童及び家庭への適切な「自立支援」を行い、学校生活、社会生活への復帰を目指す。
- ・ 中学校とも連携を取り、不登校児童や休みがちな児童についての情報を提供、共有し、小学校卒業後の適切な対応や未然防止を図る。

3 各段階での取り組みについて

(1) 「魅力ある学校・学級づくり」について

- ・ 学校生活全般を通し、児童が安心、安全に学校生活を送ることのできるような教育課程、学習環境を整える。
- ・ 児童や家庭対象の意識調査などの結果や外部からの声を基に、それらと学校としての取組とのずれを教員間で確認、共有し、教育課程、学習環境、日々の授業などの改善に努める。
- ・ 以上のことについて、絶えず点検・見直しを繰り返す。

(2) 「初期対応」について

① 児童の日常生活の把握

- ・ 配慮すべき児童について、情報を集めておく(過去の欠席の状況、家庭環境など)。
- ・ 欠席だけでなく、遅刻、早退についても、その理由に十分注意し、確実に記録する。
 - ※ 不登校の規定 … 欠席日数 30 日以上
 - ※ 準不登校の規定
欠席日数+別室登校日数+(遅刻、早退日数×1/2)=15 日以上
- ・ 2日間欠席が続いた場合、担任は放課後に家庭への連絡、確認を行う。
- ・ 3日間以上の欠席、又は断続的な欠席を繰り返している時には、7年部、生徒指導部に報告・相談し、状況によっては家庭訪問を実施する。

② 不登校になった場合の「初期対応」

- ・ 関係職員(担任、学年主任、教頭、主幹、教務、生徒指導主任、養護教諭など)でケース会議を開き、チームでの対応を検討する。
- ・ 児童が不登校になった原因(友達関係、学習への不安、家庭環境など)について情報を集め、できれば特定する。
- ・ 関係機関(SC、SSW、町子育て支援室、心のケアハウス、児童相談所など)にも積極的に連携を取り、児童・家庭に対応していく。

(3) 「自立支援」について

- ・ 家庭と連絡を取り、了解を得た上で、定期的に家庭訪問を行い(担任、養教、SC、SSWなど)、児童と家庭の状況を把握する。その際はプライバシーや児童、家庭が負担を感じることを無いうように配慮する。
- ・ 関係機関と連携し、互いの情報を共有しながら、児童の社会生活、学校生活への復帰を模索する。
- ・ 町の心のケアハウスや登校支援ネットワーク、フリースクールなどについての情報を家庭に提供し、児童の学習などへの不安感を軽減するよう努める。

4 記録について

- ・ 児童生徒理解・教育支援シートを作成し、情報の記録、共有をはかる。
- ・ 中学校との情報共有、引継ぎの際に活用する。